

令和6年度政策評価結果の政策への反映状況

令和8年7月
金融庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制の政策を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融商品債務引受業の対象取引の拡大 (令和7年9月16日公表)	<制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された(令和7年11月公布・施行)。
2	保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るための措置(2件)(令和7年9月30日公表)	<制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「保険業法施行令の一部を改正する政令」が公布された(令和7年12月公布・令和8年6月施行予定)。
3	インサイダー取引規制上の親会社の範囲の見直し(令和7年12月26日公表)	<制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の手続を経たうえで「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」を公布・施行する予定。
4	金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等(令和8年2月26日公表)	<制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の手続を経たうえで「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行された(令和8年2月公布・施行)。

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策(令和7年10月3日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長について税制改正要望(令和7年8月)を行った。その結果、投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を5年延長する措置が講じられることとなった。
2	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例

		の拡充及び延長について税制改正要望（令和7年8月）を行った。その結果、特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとなった。
3	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長について税制改正要望（令和7年8月）を行った。その結果、中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する措置が講じられることとなった。</p>
4	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（令和7年8月）を行った。その結果、銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止することとし、資本金等の額から、事業年度の区分に応じ次に掲げる金額をそれぞれ控除する経過措置が講じられることとなった。</p> <p>①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に20分の19を乗じて得た金額</p> <p>②令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の9を乗じて得た金額</p> <p>③令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の8を乗じて得た金額</p> <p>④令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の7を乗じて得た金額</p> <p>⑤令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の6を乗じて得た金額</p> <p>⑥令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の5を乗じて得た金額</p> <p>⑦令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の4を乗じて得た金額</p> <p>⑧令和15年4月1日から令和16年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の3を乗じて得た金額</p> <p>⑨令和16年4月1日から令和17年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の2を乗じて得た金額</p> <p>⑩令和17年4月1日から令和18年3月31日までの間に開始する事業年度資本金等の額に10分の1を乗じて得た金額</p>

(事後評価)

表3 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(実績評価方式) (令和7年8月29日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	<p>【基本政策 I - 施策 I - 1】 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p>	改善等	<p>< 予算要求 > 評価結果を踏まえ、「マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施」として令和8年度予算概算要求(212百万円)を行った(令和7年度予算額: 161百万円)。</p> <p>< 機構・定員要求 > 令和8年度機構・定員要求では、監督・モニタリングの高度化をさらに進めるため、以下を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 総合政策局及び監督局を再編し、資産運用・保険監督局、銀行・証券監督局を設置 - 専門的横断テーマを担当し、両監督局と連携する総括審議官を監督総括審議官に名称変更 <p>< 改善等 > 金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなどを行っていく必要がある。</p> <p>このため、従来の監督部門と専門的横断テーマのモニタリングを担当する部門を、より一体的・効果的に運用する体制とした。また、こうした体制の下で、財務局を含む各金融機関の担当者は、横断モニタリング部局から、専門的知見に基づく支援を受けながら、金融機関毎のリスクプロファイルに基づいて、対応すべき課題に優先順位を付け、実効性のある監督・検査を計画的に実施することとした。</p>
2	<p>【基本政策 I - 施策 I - 2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	継続	<p>政策評価結果を踏まえ、これまでの取組を継続することとした。なお、継続に関する取組は以下のとおり。</p> <p>< 予算要求 > 評価結果を踏まえ、「健全な金融システムの確保のための制度・環境整備」として令和8年度予算概算要求(7百万円)を行った(令和7年度予算額: 7百万円)。</p> <p>< その他 > 金融システムの安定性を確保するため、引き続き、国内外の経済・金融市場の動向や、金融仲介機能の発揮状況、国際的に議論されている金融機関の健全性に関する議論等を踏まえ、関連する告示等の健全性規制の整備や、同規制に基づく承認事項の審査等に加え、経済価値ベースのソルベンシー規制等の着実な導入に向けた検討等に取り組んでいくこと</p>

			とした。
3	<p>【基本政策Ⅰ-施策Ⅰ-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）</p>	改善等	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）」として令和8年度予算概算要求（208百万円）を行った（令和7年度予算額：48百万円）。</p> <p><改善等> 我が国は、人口減少・少子高齢化という構造的な課題を抱えている。地域の事業者の多くにとって、人手・後継者不足は深刻である上、足元の原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。デジタル化や設備更新による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持に取り組む事業者を、金融機関が後押ししていくことが、金融機関自身が収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要である。</p> <p>地域金融機関等が地域経済の成長に一層貢献できるよう、令和7年末に策定した「地域金融力強化プラン」の推進等を行った。その一環として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和8年2月に国会に提出した。</p>
4	<p>【基本政策ⅠⅠ-施策ⅠⅠ-1】 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	継続	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施」として令和8年度予算概算要求（223百万円）を行った（令和7年度予算額：159百万円）。</p> <p><継続の内容> 引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や、長期・積立・分散投資の重要性の周知等に取り組み、国民の安定的な資産形成を促進する必要がある。</p> <p>このため、販売会社等において、PDCAサイクルを通じ、顧客本位の業務運営を実践する態勢等が自律的に改善・高度化する仕組みが構築されるよう懲慥した。また、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、NISAの拡充として、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充等の措置が講じられることとなった。</p>
5	<p>【基本政策ⅠⅠ-施策ⅠⅠ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	継続	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施」として令和8年度予算概算要求（58百万円）を行った（令和7年度予算額：50百万円）。</p> <p><機構・定員要求></p>

			<p>評価結果を踏まえ、令和8年度機構・定員要求において、保険業界への検査・監督体制の整備を図るための所要の要求を行った（定員増）。</p> <p><継続の内容></p> <p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>このため、保険会社等については、2025年5月に成立した改正保険業法の施行に向け、政府令等の整備を進めるとともに、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」等の報告書等を踏まえ、顧客本位の業務運営を徹底し、保険業における健全な競争環境の構築を実現するため、監督指針の改正を進めることとした。加えて、これらの改正保険業法等を踏まえ、損害保険会社による保険代理店に対する指導等の状況について、ヒアリングの機会を増やすとともに、立入検査を通じた検証も行うなど、金融庁及び財務局の連携の下での監督検査体制の強化を図ることとした。</p> <p>また、金融商品取引業者等については、第三者による不正取引の被害発生を踏まえ、インターネット取引サービスにおけるログイン時の認証強化等を求めるため、監督指針を改正し、対応の進捗状況について重点的にモニタリングを行うこととした。</p>
6	<p>【基本政策 I I I - 施策 I I I - 1】</p> <p>世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	継続	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備」として令和8年度予算概算要求（221百万円）を行った（令和7年度予算額：89百万円）。</p> <p><継続の内容></p> <p>これまでのコーポレートガバナンス改革に向けた取組のフォローアップを行い、引き続き、企業と投資家における改革に向けた取組の着実な実践を促すための施策を進め、また、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方についての検討を行うほか、資産運用サービスの高度化及びアセットオーナーの機能向上に引き続き取り組むことにより、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透</p>

			<p>明性の確保のための制度・環境整備を行う必要がある。</p> <p>「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」（令和7年6月公表）を踏まえ、企業と投資家との間での緊張感ある信頼関係に基づく対話を促進するため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた検討を行うとともに、投資家への適切な情報提供の後、十分な期間において株主総会が開催され、質の高い議論が行われるよう、関係省庁として制度面の課題も検討した。</p> <p>また、スタートアップへの資金供給を支える各プレイヤーの間で、目指すべきエコシステムの方向性について認識共有を図った。加えて、投資者保護に留意しつつ、スタートアップ企業等が資金調達を行う際の情報開示に係る負担を軽減する観点も踏まえ、有価証券届出書の届出免除基準の見直しについて検討した。</p> <p>さらに、資産運用立国の実現に向け、資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等の、資産運用サービスの提供者を横断的にモニタリングするとともに、アセットオーナーの運用やガバナンス、リスク管理に係る共通原則である「アセットオーナー・プリンシプル」について、関係省庁と緊密に連携して、その受入れをアセットオーナーに働きかけている。</p>
7	<p>【基本政策 I I I - 施策 I I I - 2】</p> <p>企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	継続	<p>< 予算要求 ></p> <p>評価結果を踏まえ、「企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施」として令和8年度予算概算要求（171百万円）を行った（令和7年度予算額：138百万円）。</p> <p>< 継続の内容 ></p> <p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>このため、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、2027年3月期の有価証券報告書から、企業の負担とのバランスにも配慮しつつ、一定の上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に準拠したサステナビリティ情報の記載を求めることとした。また、サステナビリティ情報に対する保証のあり方等について検討を進め、結論を取りまとめることとした。</p> <p>また、公認会計士・監査審査会は、監査法人に対する検査・モニタリングを的確に実施したほか、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を通じてグローバルな監査品質の向上に貢献した。</p>
8	<p>【基本政策 I I I - 施策 I I I - 3】</p> <p>金融取引のグローバル化、複</p>	改善等	<p>< 予算要求 ></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化」として令和8年度予</p>

	<p>雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>		<p>算概算要求（166百万円）を行った（令和7年度予算額：153百万円）。</p> <p><改善等></p> <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等に対応するため、市場監視機能の一層の充実に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>このため、上記の環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処等の市場監視機能を引き続き適時適切に活用していくこととした。</p> <p>さらに、不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討を進めることとした。</p>
<p>9</p>	<p>【横断的施策1】 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<p>改善等</p>	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」として令和8年度予算概算要求（98百万円）を行った（令和7年度予算額：81百万円）。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>政策評価を踏まえ、令和8年度機構・定員要求において、改正資金決済法における新業態・新規制及び無登録業者への対応強化のための体制整備を図るための所要の要求を行った（機構新置、定員増）。</p> <p><事業内容の変更等></p> <p>金融機関のAIの利活用やDXを推進し、また、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、各金融機関による特色ある金融サービスの提供を促すことで個人や企業にとっての利便性を高め、社会全体の生産性向上につなげるなど、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を講じる必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、円建てステーブルコインの活用や決済システムの更なる高度化、金融業界の手形・小切手の電子化に向けた取組の後押しなどの決済の高度化・効率化に向けた対応を進めていくこととした。</p> <p>また、「金融庁AI官民フォーラム」での官民の多様な関係者との議論を通じて、金融機関等におけるAIの利活用に向けた実務上の課題を整理するなどの金融機関等におけるAIの利活用の後押しの取組を行うこととした。</p> <p>加えて、暗号資産を巡る制度について検討を行うなど、暗号資産取引等の健全な発展に向けた対応を進めていくこと</p>

			とした。
10	<p>【横断的施策2】 サステナブルファイナンスの推進</p>	継続	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「サステナブルファイナンスの推進」として令和8年度予算概算要求(175百万円)を行った(令和7年度予算額:236百万円)。</p> <p><継続の内容> 経済社会の持続可能性確保に向けた取組の重要性は高まっており、サステナブルファイナンスについて一層の推進が必要である。</p> <p>このため、企業のサステナビリティ情報の開示の充実と信頼性の確保、透明性の高いデータ基盤の整備、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進、インパクト投資の実践・拡大等を主要な取組に据え、それぞれの取組に対応する事業を引き続き実施することとした。</p>
11	<p>【横断的施策3】 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応</p>	改善等	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」として令和8年度予算概算要求(203百万円)を行った(令和7年度予算額:163百万円)。</p> <p><事業内容の変更等> 金融機関のサイバーセキュリティ等の強化に向けた取組を推進するとしているところ、令和7年に金融機関のインターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引事例が急増したことを踏まえ、金融機関の対策強化のために監督指針やガイドラインの改正を検討することとした。また、金融機関の業務委託先等サードパーティへのサイバー攻撃が多発したことを踏まえ、サードパーティのリスク管理等の強化のため諸外国の制度や取組事例等を調査することとした。</p>
12	<p>【横断的施策4】 その他の横断的施策</p>	継続	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「その他の横断的施策」として令和8年度予算概算要求(373百万円)を行った(令和7年度予算額:337百万円)。</p> <p><継続の内容> 国際的に協調した対応は、世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、アジアの金融規制当局とのハイレベル会合を、2025年は「アジア・デー」として開催し、我が国を含むアジア地域への投資促進に向けて、意見交換や情報発信を行うこととした。更に、二国間金融協力の会議を通じて連携強化等に努めることとした。</p>

13	【金融庁の行政運営・組織の改革1】 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	継続	<p><継続の内容></p> <p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る必要がある。</p> <p>このため、政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していくこととした。また、各種データ等を活用した分析を実施するとともに、分析人材の育成を進めつつ、継続的に分析手法の開発・改善に取り組むこととした。</p>
14	【金融庁の行政運営・組織の改革2】 検査・監督の質の向上	継続	<p><継続の内容></p> <p>政策評価結果を踏まえ、これまでの取組を継続することとした。なお、継続に関する取組は以下のとおり。</p> <p>検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要がある。</p> <p>このため、金融庁・財務局によるモニタリングに関する金融機関からの意見聴取、並びに検査先職員及び金融庁・財務局職員向けにアンケート調査による品質評価を実施し、検査・監督の質の向上につなげることとした。</p>
15	【金融庁の行政運営・組織の改革3】 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	改善等	<p><事業内容の変更等></p> <p>将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し、常に進化を続ける組織を作るためには、継続的に組織改革に取り組む必要がある。</p> <p>このため、金融庁20年委員会を設置して、全庁で金融庁のバージョンアップに取り組むこととした。具体的には、原点に戻って金融行政の目標について共通理解を醸成するため、幹部職員から若手職員までの幅広い職員が議論に参加して、金融行政の目標と自らの業務との結びつきの理解を今一度深める取組を行った。あわせて、職員が金融行政の目標をより身近に感じる契機として、象徴的かつ簡潔なスローガンを策定することとした。</p> <p>また、職員から募った意見も踏まえて、人材育成や職場環境の改善などを上記取組と一体的に進め、金融庁職員の意欲（モチベーション）の更なる向上に取り組むこととした。</p>

表4 規制の政策を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	仮想通貨（暗号資産）交換業者等を巡る課題への対応に向	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。

	けた規制導入（令和7年6月30日公表）		
2	情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正（2件）（令和7年6月30日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
3	大口信用供与等規制に関する見直しについて（令和7年6月30日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
4	地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し（令和7年6月30日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
5	仮想通貨（暗号資産）を活用した新たな取引への対応に向けた規制導入（令和7年6月30日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
6	ダークプール取引の透明化等に向けた対応（令和8年2月5日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
7	取引時確認が必要となる仮想通貨（暗号資産）交換業者の取引の敷居値の引下げ（令和8年3月31日公表）	継続	規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。

表5 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和7年10月3日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	継続	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入については、租税特別措置法上に存置されている。
2	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	継続	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
3	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	継続	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定投資信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
4	特定目的会社に係る課税の特例	継続	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的会社に係る課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
5	特定目的信託に係る受託法人	継続	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的

	の課税の特例		信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
--	--------	--	--